



～相続分の譲渡の活用と注意点～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



「遺産はいらないから面倒な相続争いにかかわりたくない」「他の相続人に相続分をまとめて譲りたい」というとき、相続分の譲渡という方法があります。相続分の譲渡の手続き方法についてご説明します。

◆相続分の譲渡の手順

1. 遺産分割協議が成立する前までに、
2. 「相続分譲渡証書」を作成し、
3. 「相続分譲渡通知書」を他の相続人へ通知をする。

1. 時期

相続分の譲渡ができるのは、遺産分割協議が成立する前までです。
遺産分割協議が成立する前までに「相続分譲渡証書」を作成する必要があります。

2. 相続分譲渡証書

相続分譲渡は書面でなく口頭でも可能ですが後のトラブル防止のためにも、相続分譲渡証書を作成しておくことが重要です。決まった書式はありませんが、「被相続人の氏名、本籍地、死亡日」、「譲渡人と譲受人」、「譲渡する相続分」、「譲渡の条件」など記載して作成し、署名、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付します。

相続分譲渡証明書	
被相続人氏名：	磯野なみ平
相続(死亡)年月日：	令和●年●月●日
被相続人の最後の本籍地：	東京都●●区●●町●番地
私、磯野かつおは、上記の被相続人における自己の相続分の全部について、 下記の譲受人に〇〇円で譲渡します。	
令和●年●月●日	
譲渡人(相続人)	東京都●●区●●町●番地
磯野かつお	(実印)
譲受人	東京都●●区●●町●番地
フグタさざえ	(実印)

3. 他相続人への通知

相続分の譲渡は、他の相続人の同意は必要ありません。そのため、他の相続人は相続分の譲渡があった事実を知りません。相続分の譲渡があったことを他の相続人に知らせるために、「相続分譲渡通知書」を作成して、他の相続人へ通知します。郵送する場合は、内容証明郵便で通知することをお勧めします。

4. 注意点

相続人間で他の相続人に相続分を譲渡する場合は、相続税や贈与税に関しては、遺産分割協議で分けた場合とほぼ同じ扱いになり、かつ、自分の意志で望む人に確実に譲渡することができるメリットがあります。ただし、相続人以外の第3者(他人)に譲渡する場合には、相続税や贈与税など課税関係が生じることがあり注意が必要です。相続分の譲渡を行う場合は、事前に司法書士や税理士など相続の専門家に相談するようにされることをお勧めします。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp